

令和3年12月第15回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和3年12月9日第15回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 53号 亘理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 54号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 55号 和解について
- 日程第 6 議案第 56号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 57号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第 58号 令和3年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第 9 議案第 59号 令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第10 議案第 60号 令和3年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第11 議案第 61号 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1
号）
- 日程第12 議案第 62号 令和3年度亘理町下水道事業会計補正予算（第1
号）
- 日程第13 報告第 13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第14 議案第 63号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議発第 5号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手
当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 澤井俊一議員、14番 佐藤正司議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案1件が提出されております。

第2、議員提出議案についてであります。議会運営委員長から条例案1件を受理しております。

第3、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第4、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

次の日程に入る前に、町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。町長。

町長（山田周伸町長） 昨日の一般質問におきまして、通告5、澤井俊一議員の質問、コワーキングスペースの利用状況について、9月末の利用人数を186人と回答いたしましたが、正しくは175人でしたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（佐藤 實議長） お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、町長からの発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實議長） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸 町長 登壇〕

町長（山田周伸町長） 改めましておはようございます。

令和3年第15回互理町議会定例会追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案1件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

議案第63号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,194万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,302万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国における子育て世帯への支援策として、ゼロ歳から高校3年生までの子供を対象に1人当たり5万円の現金を支給するものであります。

歳出につきましては、3款民生費において子育て世帯への給付金及び事務費を合わせて2億5,194万3,000円を追加補正するとともに、歳入につきましては、14款国庫支出金において、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を同額補正するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第53号 互理町町税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第3、議案第53号 互理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 議案第53号 亘理町町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

亘理町町税条例（昭和34年亘理町条例第31号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、令和4年から受付開始を予定しておりますインターネットを利用した口座振込申込み、ウェブ口座振替受付サービスの導入に合わせ、納税義務者の利便性の向上、口座振替の促進により、キャッシュレス化を推進し、非対面による新型コロナウイルス感染症等の感染リスク軽減やペーパーレスによる事務の効率化を図るため、令和4年度から従前の期別ごとの口座振替に加え、納期前納付、全期全納口座振替を選択できるようにすることについて、地方税法での規定を条例においても明文化し、明確化するため、今回条例改正を行うものであります。

内容につきましては、別冊の配付資料、新旧対照表でご説明いたしますので、資料をお手元にご準備願います。

新旧対照表は、1ページとなります。

第42条に個人の町民税の納期前の納付に関し、「個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。」を、第70条におきましては、固定資産税の納期前の納付に関し、「固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。」と規定するものでございます。

議案書1ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

議 長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第4、議案第54号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） それでは、議案第54号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書2ページをお開き願います。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の条例新旧対照表を使用いたしますので、ご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は2ページ、議案第54号資料、亶理町国民健康保険税条例新旧対照表になります。

今回の改正の要点は、未就学児の均等割額の軽減、暫定賦課の廃止、納期前納付に係る口座振替の導入、そして、普通徴収における期別端数の100円単位化の4点になります。

第3条、第4条、第5条及び第6条については、未就学児の均等割軽減に係る改

正です。国の準則等に基づき、文言を整理したものになります。

第3条、第4条、第5条では、条文の見出しに「基礎課税額」という文言を追加し、課税区分を明確化したものです。

また、第5条の下線部につきましては、この条例中の第23条に第2項を追加することにより、「第23条」を「第23条第1項」と改正し、第6条の下線部につきましては、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」という文言について、国の準則に従い、同じく文言を整理し、削除する内容になります。

第12条第1項につきましては、暫定賦課を廃止するに当たり、下線部の「6月期、6月16日から同月30日まで」の文言を削除するものでございます。

続きまして、第12条第4項につきましては、納期前納付に係る口座振替を導入するに当たり、下線部の「国民健康保険税の納税義務者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に係る金額の国民健康保険税を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の国民健康保険税をあわせて納付することができる」という文言を新たに追加し、納期前納付を明文化、明確化するものでございます。

また、第12条第5項におきましては、普通徴収における期別端数の100円単位化を実施するため、下線部の「納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。」という文言を追加するものでございます。

続きまして、第13条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課の条文になりますが、未就学児の均等割軽減の実施により、国の準則に従い、下線部の「同条」という文言を「その減額後」に変更し、整理するものでございます。

また、第21条、第22条につきましては、暫定賦課を廃止するに当たり、条文の全部を削除する内容となっております。

続きまして、第23条は、国民健康保険税の減額の条文になりますが、未就学児の均等割額軽減の実施に伴う改正になり、その実施に伴い、大本になります地方税法が改正されたことにより、新旧対照表で言いますと6ページから9ページの中段までの下線部にあります「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に全て改正するものです。

また、同じく、新旧対照表 7 ページから 9 ページ中段までの第 23 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号のそれぞれのアとイの下線部にあります「基礎課税額」という文言を追加し、課税区分を明確化するものでございます。

続きまして、新旧対照表 9 ページ下段以降になりますが、第 23 条の第 2 項も未就学児の均等割額軽減の実施に伴う改正で、新たな条文追加になります。

「国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。」という第 1 号、第 2 号があります。

第 1 号につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額、アにつきましては、7 割軽減の世帯でございます。3,927 円。イにつきましては、5 割軽減の世帯になります。6,545 円。ウにつきましては、1 万 472 円、こちらについては、2 割軽減の世帯になります。エにつきましては、軽減に該当していない世帯ということで、1 万 3,090 円になります。

2 の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額ということで、アからエとありますが、アにつきましては、先ほど申し上げました 7 割軽減の世帯で 1,434 円、イにつきましては、5 割軽減の世帯で 2,390 円、ウにつきましては、2 割軽減の世帯で 3,824 円、エにつきましては、軽減が該当しない世帯で 4,780 円となります。

最後に、議案書 3 ページに戻っていただきまして、下段になりますが、附則として、施行期日を令和 4 年 4 月 1 日とし、適用区分で、この条例による改正後の亘理町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それでは、お尋ねいたします。

全員協議会での改正の条例に基づいてお尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、未就学児の均等割軽減額の実施でございますが、まず、該当世帯数と未就学児童はどれくらい想定しているのかというふうなことで、これが1つ。

あと、この改正で軽減される均等割の総額と、あと均等割軽減額、全体の均等割額はどれくらいなのか。

そして、今回この法制度で軽減される金額はどれくらいなのかというふうなことをお聞きいたします。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 均等割の人数、世帯数につきましては、124世帯というふうに把握しておりますが、均等割額後の軽減の額については、申し訳ありません。手持ちでちょっと資料がありません。申し訳ありません。（「未就学児童数」の声あり）

大変申し訳ありません。124世帯で、未就学児の児童数も申し訳ありません。こちら、今手元に資料がございません。申し訳ありません。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 続きまして、暫定の賦課廃止であります。当初の財源確保である6月期の第1期の納付を廃止し、10回の納期が7月からの9期になるというふうなことではあるんですけども、今回の平成30年度の国保制度の改正、これどのような制度が改正されたのか。どういうふうにですね。

そして、どうして運営に影響がないというふうに言えるのか。これが1点です。

あと、廃止することにより、国保事務及び加入者の改善効果並びにメリットというふうなものについては、どのように考えているのか。

この2点お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 制度の改正の内容でございますが、まず、医療費の支払い、国保制度の改正につきまして、医療費の支払いについて、4月、5月、6月が基本的にはなくなっていると。医療費の支払いについては、全額県への負担金として毎年決まった額を、毎年年度当初に決まった額を納付するというような形で、

その第1期目の支払いが7月ということで、暫定賦課につきましては、基本的には運営上廃止しても必要はないというふうに考えております。

2点目の、すみません。2点目って……（「国保事務とあと加入者についてのメリット、改善効果というのがどのように考えているのか」の声あり）

暫定賦課を廃止することによりまして、窓口でたくさんのご指摘を受けるのが、国保の加入者につきましては、かなり所得の上がり下がりがございます。暫定賦課につきましては、前年度の課税額の10分の1というふうに機械的に割り振られることとなります。10分の1を課税することによって、中には一旦納めていただいて、その額の中から還付するというようなことの手続がかなりの件数が起きております。

というのは、一旦暫定賦課ということとなっておりますが、一旦納めていただかない限り、延滞金なり督促なり、そういったものがついて回るといような状況は、改善されるものというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 最後になりますが、この資料の一番後ろの納期ごとの単位100円単位、これなんですけれども、1,000円から100円単位への変更というふうなことではあります。納付額の平準化、納付しやすい環境、収納率の向上と、改正理由に述べられています。説明では、年税額額1万7,900円のパターンを使って説明されているんですね。1期と2期が最大9.9倍になると。1期が9,900円で2期以降が1,000円、そのために9.9倍と。つまり、1,000円未満の端数を1期に合算しているわけです。この例示されている場合が9.9倍になるというふうなこととなります。

8期分の7,200円、9掛ける8期分が1期にこのパターンでは合算されるから、1期と2期が9.9倍になると。

しかし、端数というのは、100円から900円まであるわけなんですよ。これ9.9倍って、これ非常にレアケースが例示されています。

それで、私も何回も試算したんですが、税額が低額につれて、差額が当然開いていくんですね。税額が増えるに従い差額が縮まってくると。そのために、1期にこれまでは持ってきているというふうなことなんです、令和3年度の賦課限度額って63万円なんです。当然税額が1万円台から1,000円台から1万円台から、そして、6万円単位まであるわけなんです。端数処理は、金額が大きくなって

も最大900円というふうなことは当然変わらないんですね。

これが1期に合算されると。そして、1期目が多くても2期目以降が少なくなるというふうな、これまでの納め方のセオリーがあったんですね。ほかの町税との納付金の兼ね合いも当然あるわけなんですね。固定資産税、町民税ですね。

そして、この制度は、亘理町が合併した昭和30年から66年継続してきたわけなんです。

当然1期目に金額を端数を持ってくるというふうなことではあったんですが、そこで質問なんです、平準化することについては分かるんですが、この納めやすいという、この一言で説明されているんですが、その納めやすさというのは、具体的にどのような、納めやすさのニーズがあったのか。そここのところが一番大切じゃないかと思うんです。その部分についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議員のおっしゃるとおり、期別の端数化につきましては、今回の部分、1,000円から100円単位ということになりますと、低所得者層に係る部分の恩恵は強くなると思っています。

窓口でやはりこういったレアケースと言われていまして、かなりの人数が基本的にはこんなに期別で差があるんですかというようなことは言われております。実際に、国保の全体の加入世帯、4,685世帯ありますが、そのうちの56%、半数以上に当たります2,644世帯につきましては、法定軽減が入っている世帯でございます。その2,644世帯のうち1,235世帯につきましては、7割軽減が入っている世帯です。対象者数、その恩恵が受けられるであろうと思われまます対象者数については、4分の1が亘理町の全世帯の約4分の1が7割軽減の世帯であるということで、実質的に恩恵はあるのではないかというふうに考えています。

また、1期目に多く支払ったほうが安心できるというようなことの質問だったと思いますが、それにつきましては、できる限り納付前納期ということも納付書ではできますし、今回口座振替で全期全納というような導入もする内容になっておりますので、そういったことをお勧めしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 新旧対照表を使って説明されるのは分かるんですけども、大体

新旧対照表も専門用語で、なかなか我々には具体的な内容として分からないね。

だから、説明するときは、新旧対照表もいいんだけど、その中の項目に、今回はこのような改正ですと、こう具体的な例を示して、あとは、細目に入っていてもいいんだけど、説明の仕方が我々も理解できるような説明の仕方にしてほしい。

ここで言えば、3ページの国民健康保険の被保険者の後期高齢者の件で、賦課期日の属する年の前年の所得にとあるけれども、それがなくなって、棒線になっている。これはどういうことを意味するのかというのは、ちょっと意味が分からない。

そういう面で、皆さんは専門屋だから分かるけれども、多分全部の課長だって分からないと思うよ。この説明で。

だから、その辺をもうちょっとかみ砕いた説明を必要としたいと思います。どうですか。課長。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 今後そういった説明に心がけたいと思います。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） 全期全納ですね。これについて若干お聞きをしたいんですが、このメリットといいますか、納税者にとってどんなメリットになってくるのか。

役場の立場からすれば、確かにメリットでは非常にあるのかなというふうには思うんですけども、その辺をちょっと教えていただきたいなど。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 全期全納という、全額納付ということでよろしかったでしょうか。

今まで、現在も納付書によります全額納付というものは、実際されている方はいらっしゃいました。今回それを口座振替でもできるようにするというような内容でございます。

納税者に、全員ではもちろんありませんが、納税者にとっては一旦全部納めて安心したいという方もいらっしゃるのではないかというふうに考えています。

議長（佐藤 實議長） 6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） それは分かるんですよ。ただ、口座振替にするというのは、それ

はそれでいいと思うんですけれども、ただ、何かメリットというのが納税者のほうからするとあまりないのかなと。

安心感は確かにあるかもしれないけれども、そうかなというふうに思ったんです。

それと、口座振替にするということは、当然口座振替の手数料が出てくるわけですよ。だと思っんです。その手数料について、全額一回で納めるということになれば手数料少なくて済むからいいわけですよ。それ毎月というか、9回に分けてやるとすると、その分の手数料が毎回出てくるというような形になると思っんです。

そういった観点からすると、この全期全納を何%まで持っていくかという、何か目標か何かあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 目標といいますか、今現在なんですけれども、納付書で納付いただいている方で一括納付1期目の納期と国民健康保険につきましては、暫定賦課後の2期目と一緒に後の納期と合わせて全納されている方というのが集計ですと、町県民税で約2割弱で、固定資産税で約3割の方、国民健康保険の普通徴収の方ですと1割ちょっとの方が合わせて一括納付されていらっしゃるんですけれども、その方のうち、口座振替に移行していただく目標というのは、大きな目標を言えば半数ぐらい申込みいただければと思っんですけれども、目標といたしましては、初年度ですので、半数を目標に頑張っってPR等していきたいと思っっております。以上です。（「了解」の声あり）

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満議員） まず、全員協議会にて別冊で詳細に説明いただきましたので、この別冊に基づいて質問させていただきます。

4番の普通徴収における点なんですけれども、こちら、先ほどの同僚議員の佐藤議員のほうの答弁の回答によると、低所得者の方の救済ということだったんですが、それであれば、なるほどなと思っながら聞いていたんですけれども、この目的のところには収納率の向上を図りますとあるので、ちょっとこの部分でお伺いします。

1期目の滞納というのがどのくらいあるのかどうか。

そしてまた、その1期目の滞納とほかの滞納というものの差分というのがどのぐ

らいあるのか。要するに、1期目が金額大きいのが解消されることによって滞納率が減るということなので、1期目の滞納が大きいというふうに見ているんだと思うんですけども、その辺お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 1期目の滞納額がどのくらいあるかということについては、大変申し訳ありません。数字持ってきておりませんが、窓口のほうではやはり1期目の差額があることによって、次以降納めにくくなるという、1期目だけ納めないで次の期以降納めにくくなるというようなことがありましたので、こういった改正は、必要なのかなというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） そうしますと、収納率の向上ということで、数字違っていたら後訂正していただきたいんですけども、令和2年度で約96%ですかね、収納率だったんですけども、この制度を取り入れたからこの96%がどうなるということではなくて、この制度があるのとないのと大体何ポイントほど収納率が改善するというふうに予想立てられたのか。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 収納率の向上のポイントの予想は、申し訳ありませんが立ててはおりませんが、これを行うことにより、確実にその納税をする立場の人から見れば納税しやすい環境がつかれるというふうに考えて実施してまいりたいと考えております。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 亶理町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 和解について

議長（佐藤 實議長） 日程第5、議案第55号 和解についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） 議案第55号についてご説明申し上げます。

議案書は、5ページ、6ページでございます。

議案第55号和解について。

町は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所の事故により、町が被害対策に要した費用に関する損害賠償請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社でございます。

和解の内容として、5項目ございます。

まず1つ目として、町と相手方は、本件に関し、別表の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認するというものでございます。

2つ目として、相手方は、町に対し、別表の損害項目についての和解金として金41万3,000円の支払い義務があることを認めるというものでございます。

3つ目といたしまして、相手方は町に対し、和解金41万3,000円を町が署名または記名、押印した本和解契約書原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に町が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振替手数料は、相手方の負担とするというものでございます。

4つ目として、町と相手方は、別表記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。アとして、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償額を請求することを妨げないとするも

のです。

次に、イとして、本和解に定める金額に係る損害遅延金につき、町は相手方に対して別途請求しないとするものでございます。

最後に、5つ目として、本和解に関する手続費用は、各自の負担とするものでございます。

別表については、損害項目、期間、金額の順に読み上げてご説明いたします。測定経費、平成27年4月1日から平成30年4月10日まで、27万1,000円。その他の損害として、下水汚泥検査費用、平成28年2月25日で14万2,000円、合計41万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番高野 進議員。

3番（高野 進議員） 3点質問いたします。

まず、和解金額が41万3,000円で、測定経費とその他の損害、測定経費についてなんですが、補正予算の今回の8号には歳入欄にございますが、その他の災害についてはちょっと見当たらない。これはどういうわけかということが1点。

2つ目は、測定経費もその他の損害もそうですが、日にちがあるわけですが、自から至るまで。それ以降、平成30年から現在まで損害賠償請求は幾らされているのかをお伺いします。

3点目、ADR、原子力損害賠償紛争解決センターですが、私、皆さんも手元資料あると思うんですけども、和解の前のADR申請額は、全体で880万1,799円でございます。今回の和解金額は41万3,000円、約40万円ぐらい。請求額から言えば少ないと。あえて和解したのはなぜか。なぜ裁判に持ち込まなかったのか。これについて、3点お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 1点目の質問にお答えいたします。

下水の汚泥検査費用につきましては、公営企業のため、予算の流動性の観点から、決算時の報告でよいものとされております。決算時に下水道事業収益営業外収益で収益しまして、決算時に報告したいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） 次の請求額の件でございます。

今回和解に至っておりますのが平成27年度から29年度分でございます。それで、30年度の東電への直接請求の額につきましては、51万9,838円でございます。

それから、令和元年度分の東電への直接請求額は33万3,505円となっております。

それから、今回の和解金額880万円ほどの請求に対して和解金額が41万3,000円しかないといった件に関しまして、こちら、平成27年度、28年度の経費につきましては、大部分八百八十何がしの大部分が職員の人件費となっております。しかしながら、専任職員の本給部分につきましては、他の自治体どの例を見ましても、本給部分についての費用は認められていないという現状でございます。

時間外手当の分は認められているということでございますが、亘理町といたしましては、本給分のみの請求をしておりますので、その分は認められない。これは、亘理町だけではなく、全体的に言えることでございます。

それで、ADRにつきましては、紛争解決センターという立場上、こちらで和解を提案されて、それを不服として、もし裁判を起こしたとしても、ちょっとその費用が上積みされるという、ちょっと見込みが薄いということもあり、他の市町村も同じような傾向でございますので、裁判までは考えていないというところでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

- 3 番（高野 進議員） 今までは裁判がほかの市町村のこともあって考えていないということで、今後もそのようになりますかね。亘理だけで請求、いわゆる裁判してもいいのかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。やはり、横にらみというか、といことになりますか。

議長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） 平成29年度分までは、先ほどお話ししましたとおり、八百八十何万円ということで、人件費の分がほぼほぼ占める請求でございまして、それにつきましては、とにかく本給分は認められないということは、もう不動の事実のようでございますので、そちらについての裁判というのは、やはり費用面とか、そういったものを考えましても、裁判までは考えておりません。

平成30年度以降につきましては、先ほどの請求金額申し上げたとおり、人件費というのは、もう請求しませんで、測定経費なり、そういったものの費用の請求と

なりますので、こちらにつきましては、ADRに再度申し立てるかどうかなどというのは、またちょっと考えさせていただきたいところでございます。以上でございます。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 和解についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 和解についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實議長） 日程第6、議案第56号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） なお、当局から指定管理者選定委員会の経過について、補足説明の申出がありますので、これを許可いたします。企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） それでは、初めに、私のほうから指定管理者選定委員会の経過について補足説明をさせていただきます。

今回の議案第56号の公の施設における指定管理者の指定につきましては、令和3年10月1日及び10月29日の両日に開催されました亙理町指定管理者選定委員会におきまして、審議の結果、指定管理者となる団体が選定され、その内容について答申をいただいていることをご報告いたします。

私からは以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第56号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亘理町中町児童クラブ、指定管理者となる団体につきましては、仙台市太白区茂庭台2丁目15番20号、社会福祉法人宮城県福祉事業協会でございます。

これまでと同様の法人でございます。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時ちょうどといたします。休憩。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第57号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤 實議長） 日程第7、議案第57号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 議案第57号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第8号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第57号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度亶理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,221万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,108万1,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条については、債務負担行為の補正になります。債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるものとなります。

それでは初めに、歳出予算からご説明いたしますので、予算書の17、18ページをお開き願います。

説明につきましては、金額の大きいものを中心に主なものについてご説明させていただきます。

まず初めに、各款にわたり職員人件費の補正を行っておりますが、これは、4月以降の人事異動等に基づく追加及び減額の補正であります。

それでは、2款総務費になりますが、初めに、細目21ふるさと納税推進事業費につきましては、当初予算において2億円のふるさと納税寄附金を見込んでおりましたが、寄附金の増額を見込んだことから、経費についてもふるさと納税支援サービス業務委託料として2,537万1,000円を追加補正するものであります。

また、細目24復興ありがとうホストタウン経費につきましては、東京オリンピックの開催に合わせ、イスラエル選手を含む関係者との様々な交流事業を計画していたところではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ほとんどの事業が実施できない結果となってしまったことから、執行できなかった関連する予算について566万1,000円を減額補正するものであります。

以上が2款総務費の主な内容です。

次に、3款民生費をご説明いたします。次の23、24ページをお開き願います。

上段の1項1目細目4国民健康保険特別会計経費、少し下がりにまして、3目細目5介護保険事務経費、続けて、細目15後期高齢者医療事務経費につきましては、それぞれの特別会計の補正予算に基づき、繰出金について減額または追加補正するものであります。

次に、下段、7目障害者福祉費につきましては、細目3障害者福祉費においてグループホームや就労継続支援事業といった各種障害福祉サービス利用者の増加や令和2年度に交付を受けた障害者自立支援給付費負担金をはじめとする各種国、県負担金、補助金の精算に伴う返還金等として、総額1,498万円を追加補正するもののほか、25、26ページに移りまして、細目6心身障害者医療費支給経費において不足が見込まれる医療費助成金585万9,000円を追加補正するものであります。

続きまして、2項児童福祉費についてですが、1目細目4児童手当事務経費について、制度改正に伴う児童手当システム改修委託料として220万円を追加補正するもののほか、1目児童福祉総務費、2目児童館費、27、28ページになりますが、3目保育所費において、それぞれの会計年度任用職員人件費に係る過不足額について追加及び減額補正を行うものであります。

また、25、26ページに戻りまして、中段、2項1目細目8障害児福祉事業経費につきましては、利用日数の増加により、不足が見込まれる障害児施設給付費について、1,197万2,000円を追加補正するとともに、国、県から令和2年度に交付を受けた障害児入所給付費負担金の精算に伴う返還金として593万3,000円を追加補正するものであります。

27、28ページに移りまして、下段、民生費の最後になりますが、3項1目細目4災害救助経費につきましては、災害援護資金貸付金に係る県への返還金について574万8,000円を追加補正するものであります。

続いて4款衛生費についてご説明いたします。29、30ページをご覧ください。

初めに、1項2目細目8子育て世代包括支援センター運営事業費につきましては、会計年度任用職員に係る人件費について340万9,000円を減額補正するものであります。

次に、細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費及び31、32ページ、細目11新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、今後予定されている3回目接種に関連する経費が主なものになりますが、細目10の接種体制確保経費につきましては4,363万9,000円、細目11接種対策費については7,736万4,000円をそれぞれ追加補正するものです。

また、これらの経費につきましては、来年9月までの事業実施を想定しており、3月末まで事業が完了しないことから、繰越明許費の限度額設定を合わせて行うものであります。

3目細目3健康増進事業費につきましては、国の制度改正に伴う電算システム改修委託料として、健康管理システム改修業務委託料220万円を追加補正するものであります。

33、34ページ、衛生費の最後になりますが、6目細目3公害対策経費につきましては、町道からの騒音による健康被害などの損害賠償を公害等調整委員会に申出した町民がいたことから、その対応に当たるための町顧問弁護士委託料等として47万円を追加補正するものであります。

続いて、6款農林水産業費になりますが、1項4目細目3農業振興事務経費につきましては、農地環境の保全に資する附帯機材を導入する集団組合に対し、土地環境保全推進事業補助金として20万円を追加補正するもののほか、細目32農業復興地域還元事業費におきまして、復興地域還元事業として、農業用機械の導入や苗木等を購入する農業者に対し農業復興地域還元事業費補助金34万3,000円を追加補正するものであります。

次に、35、36ページ、7款商工費についてご説明いたします。

商工費につきましては、1項2目細目5新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費において、4月から5月にかけての時短要請に全面的に応じた飲食店等に対する協力金の額が確定したことから、第2号及び第3号補正で予算に計上した延長分を含む新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、816万

円を減額補正するものです。

また、3目細目5観光振興経費において、荒浜漁港水産まつりが開催できなかったことに伴う亘理町観光協会への補助金550万円を減額補正するものであります。

続きまして、8款土木費についてご説明いたします。土木費につきましては、37、38ページをお開き願います。

2項3目道路新設改良費における細目15道路交通安全対策事業費（交通安全対策）及び細目17道路交通安全対策事業費（道路メンテナンス）につきましては、歳入における補助交付金額の確定に伴い、それぞれの事業費について減額補正するものであります。

次に、3項1目細目4河川整備事業費につきましては、本年度予定していた新町水路測量設計業務について、JRとの打合せの結果、今年度中の完了が難しいことから、450万円を減額補正するとともに、合わせて令和3年度から令和4年度までの700万円を限度額とする債務負担行為の設定を行うものであります。

土木費の最後になりますが、4項5目細目3街路単独事業費につきましては、JR亘理駅東口の開設が来年春に予定されていることに合わせ、町道駅東大通り線に街路灯を設置するための工事費として900万円を追加補正するものであります。

10款教育費についてご説明いたします。39、40ページをご覧ください。

初めに、2項1目細目9施設整備事業費につきましては、荒浜小学校のグラウンド整地工事と本年2月の福島県沖を震源とする地震により被災した吉田小学校プール付属棟のひび割れなどの改修工事費として、合計562万9,000円を追加補正するものです。

続きまして、2項1目細目10小学校の施設管理経費及び41、42ページ、3項1目細目8、こちらは中学校の施設管理経費については、会計年度任用職員の人件費の不足額や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消耗品や備品購入費を計上するもので、小学校費につきましては総額884万7,000円を、中学校費については総額394万8,000円を追加補正するものであります。

なお、小学校費の備品購入費につきましては、来年4月から逢隈小学校の1年生の学年が1クラス増となることに伴う備品購入費144万4,000円を含むものであります。

43、44ページをご覧ください。

4項5目細目3図書館郷土資料館管理費につきましては、図書館資料館の管理経費として総額332万2,000円を計上するものですが、工事費97万4,000円につきましては、老朽化に伴う2階会議室のエアコンの更新工事などによるものであります。

以上が歳出予算の説明となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

戻りまして、9ページ、10ページをお開き願います。

14款国庫支出金につきましては、初めに、1項1目民生費国庫負担金ですが、歳出における児童福祉費及び社会福祉費の増額に伴い、1節細節13障害児施設給付費負担金598万6,000円、2節細節7障害福祉サービス費等負担金629万3,000円をそれぞれ追加補正するもののほか、2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として7,736万4,000円を追加補正するものが主なものでございます。

次に、2項国庫補助金になりますが、2目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,363万9,000円を追加補正するもののほか、4目教育費国庫補助金における学校保健特別対策事業補助金として、小学校費補助金については250万円を、中学校費補助金については137万5,000円をそれぞれ追加補正するものがその主なものであります。

続いて、県支出金についてご説明いたします。11ページ、12ページをお開き願います。

15款県支出金につきましては、初めに、1項県負担金になりますが、国庫支出金と同様に、児童福祉費及び社会福祉費の増加による県負担分として、1目1節細節12障害児施設給付費負担金299万3,000円、2節細節15障害福祉サービス費等負担金314万6,000円を追加補正するとともに、細節1国民健康保険に係る保険基盤安定負担金として243万円を追加補正するものであります。

次に、2項県補助金をご説明いたします。県補助金につきましては、2目民生費県補助金において、1節細節7心身障害者医療費助成補助金として292万9,000円を追加補正するもののほか、児童手当システム改修に係る財源として、3節細節50子ども・子育て支援事業費補助金（実施円滑化事業）220万円を追加補正するものであります。

また、6目教育費県補助金につきましては、吉田小学校プール附属棟外壁改修工

事の財源として、3節細節5小規模防災機能強化事業費補助金として133万3,000円を追加補正するものです。

県補助金の最後になりますが、歳出における飲食店などの事業者に給付する新型コロナウイルス拡大防止協力金の確定に伴う減額に合わせて、8目1節細節8新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金及び12目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金（延長分）を合わせて816万円を減額補正するものであります。

以上が県支出金の主なものになります。

続きまして、寄附金をご説明いたします。寄附金につきましては、総額5,096万7,000円を追加補正するものですが、初めに、一般寄附金として株式会社東流社様、次のページに移りまして、フマキラー株式会社様、結城組株式会社様、そのほか、亘理伊達家歴代墓所復旧支援金として募金いただきました8月から10月分を合わせまして36万7,000円を追加補正するものです。

次に、ふるさと納税寄附金につきましては、これまでの実績や現在の寄附の状況などから5,000万円の追加補正を行うものであります。

寄附金の最後になりますが、企業版ふるさと納税として、亘理新たなにぎわい創出プロジェクトに対し、相双五城信用組合様と株式会社アカイスイセイ様から合わせて60万円のご寄附を頂いたことから、追加補正するものであります。

18款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として、1項1目財政調整基金繰入金2,043万9,000円を減額補正するもののほか、16目農業復興地域還元事業基金繰入金として34万3,000円を追加補正するものであります。

歳入補正予算の最後になりますが、20款諸収入についてご説明申し上げます。諸収入につきましては、4項1目雑入になりますが、6節細節99東京電力賠償額和解金として27万1,000円を追加補正するもののほか、15、16ページ、23節細節6後期高齢者医療広域連合医療給付費市町村負担金返還金として、令和2年度分の市町村負担分の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金として1,011万6,000円を追加補正するものであります。

以上が歳入予算の主な内容となります。

続きまして、第2表 繰越明許費、第3表 債務負担行為補正をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費につきましては、先ほど歳出4款衛生費で触れましたが、新型コロナウイルスに係る3回目ワクチン接種の事業経費について、来年の9月の時期終了を想定していることから、接種体制確保事業経費につきましては2,000万円、接種対策事業経費につきましては3,000万円の繰越限度額をそれぞれ設定するものであります。

第3表、債務負担行為補正ですが、債務負担行為の追加として、来年度更新を予定している財務会計システムについて400万円の限度額を設定するほか、9月補正で予算計上した鳥の海公園スケートボードパーク整備業務及び救急車研究開発等防災力強化業務について、年度内での完成が難しいことから、令和4年度までの債務負担行為の限度額を設定するもので、両事業合わせまして1億6,000万円を設定するものであります。

また、歳出、土木費でもご説明しました新町水路測量設計業務についても令和4年度までの700万円を限度額とする債務負担行為の設定を行うものであります。

以上で議案第57号 亘理町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 何点かございますので、まとめてご質問伺います。

まず20ページ、9目消費者行政費の3、町民生活課のほう、こちら会計年度任用職員の報酬のほうで44万円ございますが、こちらの業務内容、大体何となくは分かるんですけども、募集というか、職員の人数について伺います。

それと併せて、32ページ、5目環境衛生費、こちら職員人件費、こちらに関しては、会計年度任用職員ではございませんが、業務の内容、人数等お願いします。

それと、続けて、34ページ、6目公害対策費、先ほどのご説明もございましたが、弁護士委託料ですが、こちらの公害というか、に至るクレームというか、そういったものはどの地区から出ているのか、お願いします。

それと、38ページ、5目街路事業費、こちらの基数について伺います。

議長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） それではまず、消費者行政関係の会計年度任用職員の関係でお答えいたします。

今回補正させていただいておりますが、消費生活相談員につきましては、町民の方々のもろもろ消費生活に関する相談を専属に受けている職員となっております、現職1名おりますけれども、その職員がちょっと急遽今年度末で退職というような意向になりまして、この消費生活相談の職務上、様々な相談業務を受けておりますので、本当に急遽だったんですけれども、今回1月から3月につきましては、もう一人会計年度任用職員として2人体制で引き継ぎ、実務を通した引継ぎをする期間を設けたいということで、今回この分の補正をあげさせていただいたような状況でございました。

それから、34ページの公害対策経費、こちらにつきましては、地区でしたよね。町道沿線沿いの下郡地区になりますかね、の住民の方からでございます。（「32ページの人件費」の声あり）

32ページの町民生活課職員人件費でございます。（「環境衛生費」の声あり）こちらの人件費につきましては、（「5目環境衛生費、職員人件費、町民生活課、こちらの業務内容と人員の人数」の声あり）職員人件費、業務内容といいますと、ごみ、それからあと、騒音問題とか、環境衛生に関わる職員なんですけれども、すみません。こちら人件費の計上につきましては、生活環境でございますので、ごみ、それからあと騒音関係、それから消費生活関係、動物愛護関係、そういった業務に携わっている職員でございます。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 街路事業費の街路灯の基数でございますが、今回の補正につきましては、悠里館の広場から東に向かいます、農機具屋さんがある交差点までと考えております、基数については6基と考えております。

議長（佐藤 實議長） 森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 消費者行政費、こちらの件に関しましては、退職、募集も出たのが広報に載っていたので見ていたので分かっていたんですけれども、2名体制でということなんです。

それで、下郡の件は分かりました。

もう一つの環境衛生費、こちらのことにに関してなんですけれども、今回こういった補正、ちょっとすみません、前年度とか、そういったものの資料見ていないので分からないんですけれども、どうしてもこういったものというのは、公害対策

等、そういうのを踏まえて補正で出てくるものなんですね。

それをちょっと確認したかったのと、あと、先ほどの街路の基数6基ということなんですが、今回つけるエレベーターがつくからというのも何となく分かるんですけれども、ほかの地域とかでもこういったような街灯をつけなきゃいけないような要望が出ていたり、もしくは、どういう基準で街路を増やさないといけないとかという、そういう規定みたいなものが存在するのかお答えください。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） 環境衛生費の職員人件費の分につきましては、職員の人事異動等により職員の給与に差がございますので、今回このような形で補正をさせていただいたところでございます。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 道路照明灯につきましては、危険な箇所、交差点、横断歩道がある箇所を中心に街路灯を設置しております。

今回につきましては、駅東の改札口ができるということと、駅東大通り線というのは、街路として造っておりますし、かなりグレードを上げた道路であるし、東側の玄関というふうな面もございまして、あとそれと、沿線の住民の方かなり住宅も増えてきたということで、環境整備も兼ねて今回設置するものでございます。

議長（佐藤 實議長） 森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 街路の件ですけれども、分かりましたが、今例えばその街路を増やすところを検討している箇所があるのか、もしくは、その箇所が何か所ぐらい検討している場所があるのかお答えください。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 道路の明かりにつきましては、道路照明灯とあと街路灯というのがありまして、小さなLEDの行政区のほうで費用負担してつけるものと2種類ございます。

今回やるのは、町が主体となってやりますものですから、その道路の環境整備とか兼ねてやるものでございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 40ページの14節の工事請負費の中の工事請負費、吉田小学校プー

ル付属棟、この件、2校の改修金額をお聞きしたいと思います。先ほど2校と言いましたのでお願いします。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） まず、荒浜小学校のグラウンド整地につきましては、162万9,000円、吉田小学校のプール付属棟の外壁改修工事につきましては、399万9,000円でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今荒浜小のほうは分かりました。校庭ということで。

吉小のほうなんですけれども、ここはたしかシャワー室と着替え室、ああいったところの小さな建物じゃないかなと思うんですけれども、ここには399万円、約400万円ですね、ここに計上されているわけなんですけれども、この説明の中で、先ほどひび割れ等と言いましたけれども、そのほかにどういったものなのか。仕様書ありましたら、ちょっと仕様教えていただけますか。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） まず、プールの更衣室等のほうもございまして、こちらのほうは、今屋根のひさしのところの部分なんですけれども、剥離防止工法というのを使しまして、ウレタン塗装防水を行うものです。

それから、プール前室、シャワー室のほうになりますけれども、こちらのほうはクラック補修、それから、コンクリートの浮き補修を行うものでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） その約400万円でひさし剥離防止、以前ここはプールの着替え室、屋根補修したと思ったんですけれども、また違う場所ということなんですか。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 以前したのは、屋根の天井、上の部分だと思うんですけれども、今回はひさしのところでございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 4ページの第3表、債務負担行為の中から2項目お伺いします。

鳥の海公園スケートボードパーク整備業務委託、これいつまで完成予定を考えて

いるのか。

それから、その下の救急車研究開発等防災力強化業務委託、どのような救急車をこの6,000万円の中で想定しているのか伺います。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） まず、スケートボードパークの整備につきまして、いつまでということなのですが、こちら先日の全員協議会でご説明申し上げましたが、実際にあそこのプロジェクトを行っているワンテーブルとの調整を行って状況でございますので、なるべく早い時期というふうには調整はしているんですけども、いつまでというふうには今のところ私のほうではお答えはできません。

現状ですと、とにかく人がにぎわうゴールデンウィークあたりにはオープンしたいというふうには言っていましたけれども、ただ、それについてはっきりいつというふうには申し上げられません。

それから、救急車の研究開発等につきましては、こちらの内容は、ここに書いてあるとおりでございますけれども、今までにない新しい高規格な救急車をゼロから作り上げるということで、規制のものを車を買ってきてそれを改造してというのではなくて、最初の車体のところから作り上げていくという、使いやすいものにしたいということで、研究開発も含めての業務でございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 救急車の件について伺います。

最新の救急車ということでいろいろ調べてみると、東京都のEV救急車というのがあって、それが8,000万円なんだそうです。それが今日本の中では最新の救急車ということで載っておりました。

その中で、この中でこの救急車の中で医療行為等、そういったことを手がけるのかどうか。その辺、そこまで考えているのかどうか。いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） こちらの事業につきましては、民間提案制度で提案を受けておりますので、町のほうでこのようなものになるというふうにお答えできません。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 今なぜこれを聞いたかといいますと、そういった行為をするので

あれば、救急救命士を育成しなければいけないんですよ。国家資格を取った救急救命士を育成していかなきゃいけない。今亘理消防署にどれくらい救急救命士の資格を持った職員がいるのか分かりませんが、そういったことも踏まえて研究開発を行ってほしいなということで質問いたしました。どうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） そのような内容になるかどうかは、私どもでは今のところ分かりませんので、今後調整しながら、どのような形のものになるかというのをやっていきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

3番（高野 進議員） 44ページでございます。10款4項細目3、44ページですね。図書館郷土資料館管理費、その中の燃料光熱水費234万8,000円、電気料だと思うんですけども、なぜこのぐらいに増えたんだろうかというか、ちょっと申し上げますと、昨年度というか、令和2年度の決算では1,044万円でした。今年度の予算は1,059万円、それをまた増えるということ、234万8,000円、理由をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 今のご質問でございますけれども、1つは、コワーキングスペースの関係はございます。

また、今年の2月から資料館のほうの特別収蔵庫、工事終了しまして、24時間の稼働を開始してございます。

あと、一番大きいと思われるのが図書館のほう、常時換気してございまして、その関係で一番電気のほうがかさんでいるというようなことで承知しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3番（高野 進議員） 概算で結構ですから、今の収蔵庫のほうは幾ら、コワーキングスペースで幾ら、それをちょっと概算で結構ですから答弁願います。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） それは、個別にメーターついているわけではないので、その金額についてはちょっと分からないというのが現実でございます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 概算といいますと、ワット数計算して時間掛ければアバウト出るわけです。根拠がなくて二百何万円という、おかしくないですか。私聞いているのは、アバウトで聞いているんですが、答弁願います。

議 長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） ワット数とか、その辺はちょっと今手持ち資料ございませんけれども、毎月の今集計していまして、11月分まで今集計してございませんけれども、それが当初予算の想定より約20万円ぐらいつづつ増えているというような状況でございますので、残りの20万円ちょっとの分を上乗せして、残りの月数掛けて230万円の補正の金額を打ち出しているというようなことでございます。

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 今の債務負担行為のことで聞きますけれども、企業からの寄附である金が町の一般会計を通して債務負担行為をやって、全然分からない。企業側からすれば、減税対策の一環として公の会計に持ってくるわけだ。そういう管理の仕方、我々の互理町の一般会計利用されているだけじゃないか。分かりませんなんて通用しないと思う。

打合せもしているかしていないか分からないけれども、救急車の6,000万円、中身は分かりません。1億円いつできるか分かりません。そういう接触をしているのかな。

会計利用されている、減税の道具にされているようなものじゃないですか。

そういうふうにならば一般から考えればそう思うよ。もうちょっとしっかりした相手側との打合せをして、どのような事業で進むのか、中身は何なのか、そういうのはちゃんと把握すべきだと思う。

相手は喜んでいさ。減税になるんだから。そういうことは、きっちり整理しておかないと、皆さんはただやりっ放しの仕事だ。そういうことになっては困るんだな。

あともう一つ聞くけれども、26ページの障害児福祉事業経費に1,197万2,000円かな、これはどこの施設に給付費として出すのか、それともどこかの施設に依頼した分の互理町の児童の足りない分の給付費なのか、どちらなの。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 債務負担行為の先ほどの回答でご指摘をいただきましたけれど

も、調整をしていないということは全くございませんので、いつの時期に開設されるのかというご質問を受けましたので、まだはっきりしないということでまだ分かりませんということでお答えさせていただきました。

それから、救急車の内容につきましては、どのような救急車にするということを調整をしながらやっているんですけども、町のほうで直接設計をしているわけではございませんので、そういったことも踏まえて、阿武隈消防との連携を取りながらいろいろやっている最中がございますので、詳細について説明が今現在できないということでございます。

決して調整を全然していないで投げっ放しということはございませんので、以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘課長） それでは、障害児福祉事業経費の分でございますが、これにつきましては、町内の障害を持ったお子さんが児童発達支援、または放課後等児童デーサービス、これを利用した分で利用日数が増えているというようなことから、今回増額補正するというようなものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 今調整していないというような話で、中身は分からないという答弁だけでも、実際調整しているというのは分かるよね。調整しているならば、それなりの自分たちの中でつかんでいてもいいと思うのね。

いつ頃には救急車完成します。このボードもいつ頃には大体めどがつきますと。それまでにやってくださいとか、そういう指示をしてもいいと思うし、ただ単に会計通しただけで、はいどうぞやってくださいと、そういうような問題ではないと思うの。

決算報告も出てくるんだから、その辺の管理監督までやっていただきたいと思うんだけど、どの辺まで管理監督しているのか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） この件につきましては、先ほども申しましたように、調整をしていると。ただ調整をしているというのは、顔合わせて話をしているだけではございませんので、どのようなもの、いいものをつくるということでお互いにやっているというのがこの民間提案制度の趣旨でございますので、決して先ほども申

し上げましたように、投げっ放しにしているということはまずございませんので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

それから、いつの時点でというのは、町の希望というのは確かにございますけれども、実際にやるのは、相手もございますので、そちらのほうの兼ね合いもありますので、いつまでというふうにはこちらでは言えないということを申し上げたまででございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満議員） 私も債務負担行為についてなんですけれども、まず最初に、この新町の水路なんですけれども、こちら、今年度中で終わらなくなった、債務負担行為で来年までかかるようになった理由ですね。

それとあと、今回のこの補正で450万円減額して、700万円の債務負担行為なので、増額になっているんだと思うんですよね。なので、その増額の理由ということで、この2点まずお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 新町水路の期間が延びているということについてですが、JRと協議をしておりますので、そこで構造物の工法選定とか、そこら辺で不測の日数を要しているもので、期間が延びてございます。

あと、金額が伸びた件につきましては、打合せを重ねていくことで、当初見ていなかった土質のボーリング、こちらが必要になったことと、あと、測量の範囲が拡大されたということがございまして、金額のほうが増えております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 続きまして、スケートボードのほうの債務負担行為についてお伺いいたします。

こちら9月補正で一旦上がってきまして、そのときに私のほうから、まず基金に入れて使ったらどうでしょうかということで質疑させてもらったら、本年度中に完了する事業についてはそのまま歳出で出すんですというような答弁をいただきましたので、終わるものだと思っておりました。しかし、先ほどから同僚議員が質問が何回か続いていますけれども、いつになるか、調整をしているんですが、いつになるか分からないということなのであれば、これ債務負担行為でなくて、

繰越明許費に乗せるか基金に戻すかのどちらかだったかだと思うんですが、なぜ債務負担行為を取ったのかという理由をお伺いしたいのが1つ。

それから、もう一つがその際にお伺いしたときに、1億円の予算、こちらのほうは何で1億円になったかということもきちんと積み上げた上で1億円なんですかということでお伺いしたところ、その1億円の予算についても積み上げた結果1億円でしたということでした。

ところが、先日の全員協議会で延びている理由として、設計の内容について詳細を詰めているということだったんです、通常設計の内容、位置ですね、どんな形にするかとか、そういったものが詰まらないのに予算の積み上げが上がってこないかと思うんですけれども、どういった調整をして1億円が調整されてきたのかというところの2点、まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） まず、なぜ債務負担行為にしたかということでございますね。

こちらにつきましては、今回の債務負担行為については、基金の積立てのほうは、3月の補正で予定してございます。今年度、木村議員おっしゃったように、9月の段階では今年度終了というふうにこちらも見込んでおりましたので、積立てはしなかったんですけれども、もちろん来年度に予算が繰り越すと、延長するという形ですので、債務負担行為の分を基金のほうに3月で補正させていただきたいと思います。

それから、もう一つが1億円の積み上げ、1億円のそのスケートボードパークの設計につきましては、ある程度スケートボードパークというのはどのようなものになるかというのは、想定してつくって積み上げております。

1億円を出す企業というのをワンテーブルのほうで探して、企業版ふるさと納税で1億円をもらってくると。もらってきたわけですがけれども、その際に、スケートボードパークをこのようなものを作りたいという形で出したわけですね。

あとは、この間説明申し上げた調整というのは、そのスケートボードパークの中に設置するセクション、場所とか変われば計上ももちろん変わると思うんですけれども、個数とか、そういったものが変わってくるので、金額については、変更はないとは思うんですけれども、あくまでも中身が変わっているんで、その調整を今やっているというところでございます。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 予算の計上とか、やはり9月で補正上がってきて、12月で債務負担行為ということで、ちょっとちぐはぐなところあるかなというふうに、予算上思うんですけども、このスケートボード自体は、やはり以前も話したとおり、注目されている事業でして、集客効果というのはすごく高いんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひいいものができるように調整方お願いしたいなと思うんですが、最後に1つ、その調整の中で、夜間の使用についての照明とか、そういったものについての調整ってなされているんですか。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 当初夜間照明については、中には入ってございません。以上でございます。（「了解です」の声あり）

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 1点だけですが、34ページの公害等調整委員会に係る弁護士委託料、これは、先ほど下郡地区というふうなことであったんですが、公害等調整にかけられている事案、内容についてどういったことなのか、説明をお願いしたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） 町道、下郡、町道路線番号123というところ、いわゆる国道6号から入ってきて、すみません。失礼いたしました。

町道の騒音についての申立てとなっております。以上でございます。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 今の話を要約すると、国道から町道に入る道すがらの住民からの騒音苦情というふうなことですか。

幸楽苑の付近というふうなことなんですか。違うの。

議 長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） そちらの町道に関する騒音についての苦情の申立てということになっております。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） 当然、騒音であれば、定点で観測していますね。そのデシベル以上の数値ではあったんですか。それとも、あくまでも感覚的にうるさいというふ

うなものだったんですか。その辺、公害調整委員会にかかっているというふうなことが規制値以上オーバーしていたのかというふうなどで、その辺はどうなんですか。

議長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子課長） 申出ありました地点について、騒音調査実施いたしました。

そちらの結果としましては、結論から申し上げますと、用途地域の指定外でございまして、特段何デシベルというような基準の適用は本来ないところではございますが、近隣のところを参考として、結果と見比べたところ、基準内ということで、そういった結果でございました。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時とします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、日程に入る前に、先ほどの補正予算審議の中で佐藤邦彦議員の質疑に対して答弁漏れがありましたので、健康推進課長より補足説明を申出されました。その点について許可をしますので、健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 先ほど佐藤議員のほうからご質問がありました、まず、子

供の均等割の軽減についてですが、未就学児の人数124名。その世帯数97世帯。均等割の軽減額、こちらについては、167万円です。

これは、あくまでも今現時点での概算の数字ということで捉えてください。

説明は以上です。

日程第8 議案第58号 令和3年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實議長） それでは、続いて、日程第8、議案第58号 令和3年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議案第58号 令和3年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和3年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

令和3年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,913万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億100万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに、歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正は、1款総務費、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金及び9款諸支出金の4点となります。

初めに、1款1項1目一般管理費については、人事異動に伴い職員人件費581万2,000円を減額するものです。

また、1款4項1目の趣旨普及費ですが、財源の内訳欄において、国と県の支出金が相殺されまして、補正額の表記はありませんが、歳入の国庫補助金の追加補正によりまして、財源の内訳が変更されるものでございます。

次に、2款の保険給付費ですが、2款1項3目一般被保険者療養費、5目審査支払手数料及び2款2項1目一般被保険者高額療養費について、年度内に不足が生じると判断しましたことから、それぞれ20万円、40万円、1億2,300万円を追加補正するものになります。

なお、高額療養費1億2,300万円の補正については、今年度の当初予算の積算時に財源になります交付金ベースが県から示されるわけですが、その指標について、その指標が低かったこと、さらには、高度な医療、高額な医療、1,000万円を超えるような高額医療の案件が立て続けに起きたということが主な要因になります。

続きまして、12ページ、13ページにあります3款の国民健康保険事業費納付金については、歳入の保険基盤安定繰入金等の補正による財源を組替えするものでございます。

最後に、9款諸支出金ですが、概算で交付されております前年度の特別交付金について、その精算の結果、県への返還金が生じたので、135万1,000円を追加補正するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページ、9ページ目をお開き願います。

今回の歳入の補正は、3款国庫支出金、4款県支出金、6款繰入金の3点になります。

初めに、3款国庫支出金の社会保障・番号制度システム整備費等補助金については、その対象経費が拡充されたことにより、12万1,000円を追加補正するものです。

次に、4款県支出金の普通交付金は、歳出の2款保険給付費の補正額、2款の総額になりますが、1億2,360万円の財源として交付されるものになります。

続きまして、6款1項1目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、国民健康保険税の7割、5割、2割の法定軽減分について、国、県からの財源も含めまして、一般会計から繰り入れするものでございますが、現在までの法定軽減等の実績に基づき、326万6,000円を追加補正するものです。

また、その他の一般会計繰入金の581万2,000円の減額補正は、歳出でご説明いたしました職員の人件費581万2,000円の減額補正に対し補正したものになります。

最後に、6款2項1目の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算についての財源を調整するため、203万6,000円を減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算
（第2号）

議長（佐藤 實議長） 日程第9、議案第59号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹課長） それでは、議案第59号についてご説明を申し上げますので、別冊の令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第59号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正についてです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億980万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願

います。

補正内容について、主なものをご説明いたします。

今回の補正につきましては、初めに、1款1項1目細目1一般管理費につきましては、人事異動等の職員人件費として111万8,000円を減額補正するほか、1款2項1目細目1賦課徴収費において、普通徴収分の介護保険料に係る被保険者の利便性向上を図ることを目的とし、コンビニ収納を導入するための支援業務委託料として22万円を追加補正するものでございます。

また、4款2項1目細目1地域支援事業管理費につきましても、人事異動等に伴う職員人件費として38万6,000円を減額補正するものでございます。

歳出の最後になりますけれども、12ページ、13ページに移りまして、5款1項1目基金積立金におきましては、歳入歳出の差引により歳入超過となることから、介護給付費準備基金積立金として203万6,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたしますので、お戻りいただきまして、8ページ、9ページをお開き願います。

初めに、3款2項4目2節介護保険災害臨時特例補助金につきましては、原発による避難指示等対象区域からの転入者に係る介護保険料の減免措置分として、交付額の決定によりまして21万3,000円を追加補正するものでございます。

次に、3款2項6目1節保険者機能強化推進交付金及び7目1節の保険者努力支援交付金につきましては、各自治体が行う自立支援重度化防止の取組に対し、それぞれの評価指標の達成状況に応じて、財政的インセンティブとして交付されるものでありますが、この交付額が決定したことから、保険者機能強化推進交付金については73万4,000円、保険者努力支援交付金については99万9,000円を追加補正するものでございます。

また、8款繰入金につきましては、1項4目事務費繰入金において91万3,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第60号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第10、議案第60号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議案第60号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

議案第60号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,425万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに、歳出よりご説明いたします。10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、1款1項1目の一般管理費において、人事異動に伴う職員人件費として107万8,000円を追加補正するものでございます。

また、1款2項1目の徴収費において、後期高齢者医療の保険料に係る被保険者

の利便性の向上を目的にコンビニ収納の導入を導入する経費といたしまして22万円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳入に関しましては、今回の歳出の補正の財源といたしまして、一般会計からの繰入金になりますが、3 款 1 項 1 目の事務費繰入金129万8,000円を追加補正するものになります。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 令和3年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 令和3年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第61号 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（佐藤 實議長） 日程第11、議案第61号 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） それでは、議案第61号 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の1ページをお開きください。

議案第61号 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款資本的支出に第4項投資を新たに設け、1億円を増額し、総額を5億8,211万7,000円とするものです。

第3条。重要な資産の取得は、次のとおりです。種類、名称、数量については、投資有価証券、国債等、一式です。

2ページ、3ページをお開きください。

資本的支出。1款4項1目投資有価証券1億円を増額につきましては、国債等投資有価証券の取得に要する費用です。

以上で議案第61号 令和3年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番高野 進議員。

3番（高野 進議員） 1ページにあるわけなんですけれども、1億円、国債等投資有価証券、「等」という意味、何なの。国債は分かるんですが、等ということ。

それから、一式というのは、何と何をしてワンセットということになるんだと思うんですが、何と何を組み合わせて一式なのか。質問でございます。答弁願います。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） こちらは、満期まで20年以内の国債、地方債、政府保証債、格付AA格以上の財投機関債、地方公共団体金融機構債の新発債、既発債が対象となります。以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3番（高野 進議員） ですから、今の答弁の中、全て引くくめて一式という形ですか。その中の何と何が組み合わせて一式なのかお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） こちらは、条件のよいものが出てきたときに、それを購入

するものです。以上です。（「答弁になっていないよ」の声あり）

そのときに、条件のよいものが出てきたときに組み合わせがありますので、一式としております。

議長（佐藤 實議長） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博会計管理者兼会計課長） 私もこの数量の一式の意味合いというのは、ちょっと分かりかねている部分はあるんですけども、債権運用については、一般会計と同様に、同じ考えで実施するのですが、水道事業会計につきましては、今年度1億円予算上に記載あるとおり、1億円での債権の運用を考えております。

条件等につきましては、目指しているのが現在の金利ですと0.5%が一番いい条件になりますので、そこに向けて、そういった購入をしていきたいというふうに考えております。

その購入に当たりまして、例えば証券会社でその時期、時期に持っている債権というのがありますので、そういった条件を踏まえながら、金利を踏まえながら、購入のほうに努めてまいるといふふうなことです。

ご質問の数量についての一式というふうな部分なんですけれども、企業……、ちょっと私もこの部分の正直分からない部分がありまして、企業会計上の表現の仕方なのかなというふうに推察はしますけれども。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 品目を組み合わせる場合もございますので、一式としております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） ちょっと納得、理解ができないんですが、まだ決まっていないということになりますか。いや、もっと続けます。

有利なところに有利な債権を買うんだと。そして、じゃ何かというと、まだ決まっていないんだというところですね。希望的観測としては、有利なところにいきたいと。そういうことで捉えてよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 先ほど会計課長のほうもお話をさせていただいたんですが、その時々によって証券会社と話し合っ、いやつをその発行する幹事会社がどんど

ん変わるわけでございますので、その中でいいものを見つけながら、ですから、今どこの何、国債であれば今から出るやつを買うとか、そういうのはまだ決まっておりませんので、そういう意味で一式というふうにご理解いただければと思います。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 令和3年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 令和3年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第62号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第12、議案第62号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） それでは、議案第62号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和3年度亶理町公共下水道事業会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

議案第62号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定め

るところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

第1款第1項営業費用に1,300万円を増額し、総額を9億9,868万3,000円とするものです。

2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出。1款1項1目修繕費の600万円の増額につきましては、既存公共ますの修繕に係る費用が増となるためです。

委託料の700万円の増額につきましては、汚水管渠の閉塞に対する費用が増となるためです。

合わせて1,300万円を増額補正するものであります。

以上で議案第62号 令和3年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 令和3年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和3年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實議長） 日程第13、報告第13号 専決処分の報告についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、報告第13号工事請負契約の締結に係る専決処分についてご説明させていただきます。

議案書の8ページをお開き願います。

報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

今回の専決処分につきましては、令和3年11月9日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

それでは、次のページの専決処分書をご覧ください。

令和3年度亘理駅バリアフリー整備工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ、5%以内に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものであります。

概要につきましては、隣の10ページの資料をご覧ください。

改めまして、工事名は、令和3年度亘理駅バリアフリー整備工事です。

今回の変更契約年月日が令和3年11月9日。請負金額は、変更後において1億2,849万1,000円であり、452万1,000円の増額となります。

なお、契約の相手方は、亘理町荒浜字水神62番地、株式会社阿部工務店であります。

変更内容につきましては、5の工事概要をご覧ください。

今回の変更の主な内容については、工事概要の1行目になりますが、悠里館ペDESTリアンデッキ及び亘理駅西側連絡通路出入口部へのキャノピー施工時に歩行者の一時的な通行止めが必要ですが、24時間の迂回路誘導のための誘導員増員が必要となったことのほか、6行目と7行目になりますが、駅舎西側のキャノピーを施工する際、歩道の歩行者誘導ブロックを一時的に撤去し、復旧する作業を本工事で行う計画でしたが、JR側との協議の結果、施工時の仮設段階においても歩行者誘導ブロックの設置についての要望があったことから、歩行者の安全対策として、仮設誘導ブロックの設置及び撤去を増工するものが変更理由の主なものでございます。

詳細につきましては、12ページ、13ページの平面図等をご参照願います。

11ページに戻りまして、6の工期につきましては、変更前に同じであります。

以上で報告第13号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第13号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第14 議案第63号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第9号）

議長（佐藤 實議長） 日程第14、議案第63号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） では、議案第63号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたしますので、別冊でお配りの一般会計補正予算書（第9号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第63号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,194万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,302万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

今回の追加補正予算につきましては、国の新たな経済対策として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、臨時の特別給付金を支給するものになりますが、本町におきましては、高校生以下の対象者を5,000人と見込み、3款2項1目細目22子育て世帯等臨時特別支援事業費として、子供1人当たり5万円の特別給付金2億5,000万円と事務費194万3,000円を合わせて総額2億5,194万3,000円を追加補正するものでございます。

また、この特別給付金支給事業実施に係る財源として、8ページ、9ページになりますが、歳入の14款国庫支出金2項1目3節細節21子育て世帯等臨時特別支援

事業費補助金として、歳出と同額の2億5,194万3,000円を追加補正するものであります。

以上で議案第63号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満議員） 1点だけなんですけれども、こちら、追加議案の説明書でも全協の説明書でも高校3年生までということなんです、有職者の方はどのような取扱いになるのかというのをちょっとお伺ひしたいんですが。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 16歳から18歳までの方で就職している方についても、今回は給付の対象になるということでございます。

ただし、結婚している場合と看護している父または母の所得が児童手当の所得を超えている場合については、支援の対象にならないということになっております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議発第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第15、議発第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（結城喜和委員長） それでは、議発第5号。

令和3年11月29日

亶理町議会議長

議長 佐藤 實殿

提出者 亶理町議会議員 結城喜和

賛成者 亶理町議会議員 佐藤正司

〃 大槻和弘

〃 鈴木秀一

〃 森 義洋

〃 鈴木高行

〃 熊田芳子

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提出理由といたしまして、令和3年9月定例会において、地方議会における男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、適用除外の事由に議員の出産等を追加に伴い、所要の条例を改正したが、一部文言の修正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

説明といたしまして、新旧対照表をご覧ください。

現行では、第7条に前2条の規定は適用しないとあります。前2条ということは、5条と6条の条例に適用しないとなっていました。改正では、前条第6条のことですね。第6条の規定は適用しないということになります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとなります。よろしく

どうぞお願いします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議発第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議発第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實議長） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實議長） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年12月第15回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時43分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 澤井 俊一

署名議員 佐藤 正司